

平成31年2月26日

総合政策局運輸審議会審理室

「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定の期限の延長（札幌交通圏、新潟交通圏、大阪市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏、大分市及び鹿児島市）」に関する答申について

平成31年1月23日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、特定地域の指定の期限を延長することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

特定地域とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第3条に基づき、特定の地域においてタクシーが供給過剰であると認められる場合であって、供給輸送力の削減をしなければ、地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難になるとして、国土交通大臣が指定する地域です。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 青木

(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[特定地域の指定の期限の延長に関する問合せ先]

自動車局旅客課 齋藤、石川、大嶋

(代表) 03-5253-8111 (内線 41244)

(直通) 03-5253-8569、(FAX) 03-5253-1636

【事案の種類】 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長

事案番号	延長する地域	期間	運輸審議会 答申
平31 第5001号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」	平成30年11月1日から 平成33年10月31日まで	延長することが 適当
平31 第5002号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで	延長することが 適当
平31 第5003号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」	平成30年11月1日から 平成33年10月31日まで	延長することが 適当
平31 第5004号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」	平成30年7月1日から 平成33年6月30日まで	延長することが 適当
平31 第5005号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」	平成30年11月1日から 平成33年10月31日まで	延長することが 適当
平31 第5006号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」	平成30年7月1日から 平成33年6月30日まで	延長することが 適当
平31 第5007号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで	延長することが 適当

国 運 審 第 4 3 号
平成31年2月26日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平31第5001号

平成31年1月23日付け国自旅第223号をもって諮問された上記
の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、札幌交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年11月1日から平成33年10月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、札幌交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年10月31日に、札幌交通圏を平成27年11月1日から平成30年10月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、札幌交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年2月28日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同

じ。)を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めた。

札幌交通圏は、平成28年度の輸送実績等によれば、事業環境の改善の兆しが認められたが、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、タクシー事業の適正化及び活性化の取組（以下「取組」という。）の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において明らかになる輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長した。

しかし、平成29年度の輸送実績等によれば、取組の実施により札幌交通圏の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年11月1日から平成33年10月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の（1）から（6）までの基準（以下「指定基準」という。）に該当しない場合は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長し、さらに、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等に基づき、指定基準に該当する場合は、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

札幌交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年2月28日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成29年度の実働実車率は31.9%であり、平成13年度と比較して10.1%減少している。
- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが51.3%と1/2以上である。
- (3) 人口が約194万人の札幌市を含む営業区域である。
- (4) 平成29年度の総実車キロが110,815,215キロであり前年度と比較して0.2%増加している。
- (5) 平成29年度の日車營收が31,200円であり、平成13年度と比較して17.6%減少している。また、平成29年度の日車実車キロが82.3キロであり、平成13年度と比較して23.3%減少している。

また、事故発生件数の直近5年間の平均値が11.795件/100万キロで、直近5年間の全国平均値を上回っている。

- (6) 札幌交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年1月9日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、札幌交通圏については、平成29年度の輸送実績等では、取組による事業環境の改善が認められず、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が札幌交通圏について、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年11月1日から平成33年10月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回、当初の指定期限の末日の翌日にさかのぼって指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるように、タクシーに係る各種指標等の改善状況を適時把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

特に、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、その延長は原則一回限りであるとの理解の下、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を改めて持ち、日車営収や実働実車率の改善状況が芳しくない場合には、協議会において自ら要因分析を行い、必要な対策を議論し、地域全体でこれら指標の改善に向けた取組を行うよう、協議会を指導・監督していただきたい。

これらの点を踏まえ、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の指定が解除された後においても、事業環境が再び悪化しないように、引き続き適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を実施するよう、継続的に協議会を指導・監督していただきたい。

国 運 審 第 4 4 号
平成 3 1 年 2 月 2 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 0 2 号

平成 3 1 年 1 月 2 3 日付け国自旅第 2 2 3 号をもって諮問された上記
の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、新潟交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、新潟交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、新潟交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、新潟交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年6月13日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給

輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めた。

新潟交通圏は、平成28年度の輸送実績等によれば、事業環境の改善の兆しが認められたが、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、タクシー事業の適正化及び活性化の取組（以下「取組」という。）の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において明らかになる輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長した。

しかし、平成29年度の輸送実績等によれば、取組の実施により新潟交通圏の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の（1）から（6）までの基準（以下「指定基準」という。）に該当しない場合は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長し、さらに、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等に基づき、指定基準に該当する場合は、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少している

こと。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

新潟交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年6月13日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

(1) 平成29年度の実働実車率は26.6%であり、平成13年度

- と比較して25.5%減少している。
- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアは46.2%と1/3以上であり、前年度と比較して12.9ポイント増加している。
 - (3) 人口が約79万人の新潟市を含む営業区域である。
 - (4) 平成29年度の総実車キロが17,224,986キロであり前年度と比較して0.6%減少している。
 - (5) 平成29年度の日車実車キロが70.0キロであり、平成13年度と比較して10.6%減少している。
 - (6) 新潟交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年1月15日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、新潟交通圏については、平成29年度の輸送実績等では、取組による事業環境の改善が認められず、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が新潟交通圏について、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回、当初の指定期限の末日の翌日にさかのぼって指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるように、タクシーに係る各種指標等の改善状況を適時把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

特に、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、その延長は原則一回限りであるとの理解の下、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を改めて持ち、日車営収や実働実車率の改善状況が芳しくない場合には、協議会において自ら要因分析を行い、必要な対策を議論し、地域全体でこれら指標の改善に向けた取組を行うよう、協議会を指導・監督していただきたい。

これらの点を踏まえ、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の指定が解除された後においても、事業環境が再び悪化しないように、引き続き適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を実施するよう、継続的に協議会を指導・監督していただきたい。

国 運 審 第 4 5 号
平成31年2月26日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平31第5003号

平成31年1月23日付け国自旅第223号をもって諮問された上記
の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、大阪市域交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年11月1日から平成33年10月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、大阪市域交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年10月31日に、大阪市域交通圏を平成27年11月1日から平成30年10月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、大阪市域交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年5月8日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下

同じ。)を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化(供給輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めた。

大阪市域交通圏は、平成28年度の輸送実績等によれば、事業環境の改善の兆しが認められたが、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、タクシー事業の適正化及び活性化の取組(以下「取組」という。)の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において明らかになる輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長した。

しかし、平成29年度の輸送実績等によれば、取組の実施により大阪市域交通圏の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年11月1日から平成33年10月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)までの基準(以下「指定基準」という。)に該当しない場合は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長し、さらに、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等に基づき、指定基準に該当する場合は、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

大阪市域交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年5月8日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成29年度の実働実車率は28.6%であり、平成13年度と比較して18.2%減少している。
- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが51.5%と1/2以上である。
- (3) 人口が約271万人の大阪市を含む営業区域である。
- (4) 平成29年度の総実車キロが269,625,617キロであり前年度と比較して1.0%減少している。
- (5) 法令違反件数の直近5年間の平均値が0.346件/100万キロで、事故発生件数の直近5年間の平均値が10.766件/100万キロで、いずれも直近5年間のそれぞれの全国平均値を上回っている。
- (6) 大阪市域交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年1月22日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、大阪市域交通圏については、平成29年度の輸送実績等では、取組による事業環境の改善が認められず、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が大阪市域交通圏について、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年11月1日から平成33年10月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回、当初の指定期限の末日の翌日にさかのぼって指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるように、タクシーに係る各種指標等の改善状況を適時把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

特に、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、その延長は原則一回限りであるとの理解の下、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を改めて持ち、日車営収や実働実車率の改善状況が芳しくない場合には、協議会において自ら要因分析を行い、必要な対策を議論し、地域全体でこれら指標の改善に向けた取組を行うよう、協議会を指導・監督していただきたい。

これらの点を踏まえ、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の指定が解除された後においても、事業環境が再び悪化しないように、引き続き適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を実施するよう、継続的に協議会を指導・監督していただきたい。

国 運 審 第 4 6 号
平成31年2月26日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平31第5004号

平成31年1月23日付け国自旅第223号をもって諮問された上記
の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、広島交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年7月1日から平成33年6月30日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、広島交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年6月30日に、広島交通圏を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、広島交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年4月27日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給

輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めた。

広島交通圏は、平成28年度の輸送実績等によれば、事業環境の改善の兆しが認められたが、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、タクシー事業の適正化及び活性化の取組(以下「取組」という。)の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において明らかになる輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長した。

しかし、平成29年度の輸送実績等によれば、取組の実施により広島交通圏の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年7月1日から平成33年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)までの基準(以下「指定基準」という。)に該当しない場合は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長し、さらに、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等に基づき、指定基準に該当する場合は、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少している

こと。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

広島交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年4月27日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

(1) 平成29年度の実働実車率は28.2%であり、平成13年度

- と比較して22.9%減少している。
- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが68.6%と1/2以上である。
 - (3) 人口が約119万人の広島市を含む営業区域である。
 - (4) 平成29年度の総実車キロが60,179,491キロであり前年度と比較して3.4%減少している。
 - (5) 平成29年度の日車營收が27,580円であり、平成13年度と比較して17.1%減少している。また、平成29年度の日車実車キロが78.6キロであり、平成13年度と比較して21.6%減少している。

また、法令違反件数の直近5年間の平均値が0.073件/100万キロで、事故発生件数の直近5年間の平均値が8.078件/100万キロで、いずれも直近5年間のそれぞれの全国平均値を上回っている。

- (6) 広島交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年1月11日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、広島交通圏については、平成29年度の輸送実績等では、取組による事業環境の改善が認められず、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が広島交通圏について、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年7月1日から平成33年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回、当初の指定期限の末日の翌日にさかのぼって指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるように、タクシーに係る各種指標等の改善状況を適時把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

特に、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、その延長は原則一回限りであるとの理解の下、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を改めて持ち、日車営収や実働実車率の改善状況が芳しくない場合には、協議会において自ら要因分析を行い、必要な対策を議論し、地域全体でこれら指標の改善に向けた取組を行うよう、協議会を指導・監督していただきたい。

これらの点を踏まえ、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の指定が解除された後においても、事業環境が再び悪化しないように、引き続き適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を実施するよう、継続的に協議会を指導・監督していただきたい。

国 運 審 第 4 7 号
平成 3 1 年 2 月 2 6 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 1 第 5 0 0 5 号

平成 3 1 年 1 月 2 3 日付け国自旅第 2 2 3 号をもって諮問された上記
の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、福岡交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年11月1日から平成33年10月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、福岡交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年10月31日に、福岡交通圏を平成27年11月1日から平成30年10月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、福岡交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成28年10月19日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下

同じ。)を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化(供給輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めた。

福岡交通圏は、平成28年度の輸送実績等によれば、事業環境の改善の兆しが認められたが、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、タクシー事業の適正化及び活性化の取組(以下「取組」という。)の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において明らかになる輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長した。

しかし、平成29年度の輸送実績等によれば、取組の実施により福岡交通圏の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年1月1日から平成33年10月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)までの基準(以下「指定基準」という。)に該当しない場合は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長し、さらに、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等に基づき、指定基準に該当する場合は、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

福岡交通圏は、所管局によると、協議会において平成28年10月19日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成29年度の実働実車率は31.9%であり、平成13年度と比較して15.8%減少している。
- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが58.4%と1/2以上である。
- (3) 人口が約157万人の福岡市を含む営業区域である。
- (4) 平成29年度の総実車キロが117,836,778キロであり前年度と比較して1.5%減少している。
- (5) 平成29年度の日車実車キロが93.7キロであり、平成13年度と比較して12.1%減少している。
- (6) 福岡交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年1月11日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、福岡交通圏については、平成29年度の輸送実績等では、取組による事業環境の改善が認められず、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が福岡交通圏について、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年10月1日から平成33年11月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回、当初の指定期限の末日の翌日にさかのぼって指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるように、タクシーに係る各種指標等の改善状況を適時把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

特に、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、その延長は原則一回限りであるとの理解の下、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を改めて持ち、日車営収や実働実車率の改善状況が芳しくない場合には、協議会において自ら要因分析を行い、必要な対策を議論し、地域全体でこれら指標の改善に向けた取組を行うよう、協議会を指導・監督していただきたい。

これらの点を踏まえ、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の指定が解除された後においても、事業環境が再び悪化しないように、引き続き適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を実施するよう、継続的に協議会を指導・監督していただきたい。

国 運 審 第 4 8 号
平成31年2月26日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平31第5006号

平成31年1月23日付け国自旅第223号をもって諮問された上記
の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、大分市（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年7月1日から平成33年6月30日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、大分市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年6月30日に、大分市を平成27年7月1日から平成30年6月30日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、大分市においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年4月4日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めた。

大分市は、平成28年度の輸送実績等によれば、事業環境の改善の兆しが認められたが、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、タクシー事業の適正化及び活性化の取組（以下「取組」という。）の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において明らかになる輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長した。

しかし、平成29年度の輸送実績等によれば、取組の実施により大分市の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年7月1日から平成33年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の（1）から（6）までの基準（以下「指定基準」という。）に該当しない場合は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長し、さらに、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等に基づき、指定基準に該当する場合は、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

大分市は、所管局によると、協議会において平成29年4月4日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

(1) 平成29年度の実働実車率は27.6%であり、平成13年度と比較して26.7%減少している。

- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが52.5%と1/2以上である。
- (3) 人口が約47万人の大分市を含む営業区域である。
- (4) 平成29年度の総実車キロが13,759,043キロであり前年度と比較して2.9%減少している。
- (5) 平成29年度の日車実車キロが66.6キロであり、平成13年度と比較して14.1%減少している。
- (6) 大分市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年1月10日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、大分市については、平成29年度の輸送実績等では、取組による事業環境の改善が認められず、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が大分市について、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年7月1日から平成33年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回、当初の指定期限の末日の翌日にさかのぼって指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるように、タクシーに係る各種指標等の改善状況を適時把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

特に、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、その延長は原則一回限りであるとの理解の下、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を改めて持ち、日車営収や実働実車率の改善状況が芳しくない場合には、協議会において自ら要因分析を行い、必要な対策を議論し、地域全体でこれら指標の改善に向けた取組を行うよう、協議会を指導・監督していただきたい。

これらの点を踏まえ、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の指定が解除された後においても、事業環境が再び悪化しないように、引き続き適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を実施するよう、継続的に協議会を指導・監督していただきたい。

国 運 審 第 4 9 号
平成31年2月26日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平31第5007号

平成31年1月23日付け国自旅第223号をもって諮問された上記
の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、鹿児島市（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、鹿児島市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、鹿児島市を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、鹿児島市においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年12月11日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めた。

鹿児島市は、平成28年度の輸送実績等によれば、事業環境の改善の兆しが認められたが、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、タクシー事業の適正化及び活性化の取組（以下「取組」という。）の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において明らかになる輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長した。

しかし、平成29年度の輸送実績等によれば、取組の実施により鹿児島市の事業環境が改善されたとは認められず、国土交通大臣は、取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の（1）から（6）までの基準（以下「指定基準」という。）に該当しない場合は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長し、さらに、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等に基づき、指定基準に該当する場合は、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- （1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

(3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

(4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

鹿児島市は、所管局によると、協議会において平成29年12月11日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

(1) 平成29年度の実働実車率は23.9%であり、平成13年度と比較して18.5%減少している。

- (2) 平成29年度の赤字事業者車両数シェアが84.6%と1/2以上である。
- (3) 人口が約59万人の鹿児島市を含む営業区域である。
- (4) 平成29年度の総実車キロが20,912,849キロであり前年度と比較して1.6%減少している。
- (5) 平成29年度の日車実車キロが52.6キロであり、平成13年度と比較して11.2%減少している。
- (6) 鹿児島市における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年1月11日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、鹿児島市については、平成29年度の輸送実績等では、取組による事業環境の改善が認められず、早期の指定解除に向けて、今後も取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が鹿児島市について、当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回、当初の指定期限の末日の翌日にさかのぼって指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるように、タクシーに係る各種指標等の改善状況を適時把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

特に、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、その延長は原則一回限りであるとの理解の下、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を改めて持ち、日車営収や実働実車率の改善状況が芳しくない場合には、協議会において自ら要因分析を行い、必要な対策を議論し、地域全体でこれら指標の改善に向けた取組を行うよう、協議会を指導・監督していただきたい。

これらの点を踏まえ、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の指定が解除された後においても、事業環境が再び悪化しないように、引き続き適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を実施するよう、継続的に協議会を指導・監督していただきたい。